



三重県公報

平成30年12月28日（金）

第 3070 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
89	三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(みどり共生推進課)	2
告 示			
807	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	(税 収 確 保 課)	6
808	地域医療安心度調査の実施	(地域医療推進課)	7
809	保安林の指定を解除する旨	(治 山 林 道 課)	7
810	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	8
811	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
812	証紙の販売人の住所を変更した旨の届出	(出 納 局)	9
選 管 告 示			
79	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	9
80	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨及び同号の施設を変更した旨の報告	(同)	9
81	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	10
82	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	10
83	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	11
84	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	12
公 告			
	平成30年度技能検定試験の実施公示を変更する旨	(雇 用 対 策 課)	12
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	14
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	15
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(広 聴 広 報 課)	15
	同件	(病 院 事 業 庁)	18
	同件	(同)	21

規 則

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十九号

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立自然公園条例施行規則（昭和二十三年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p>
<p>第二十条 条例第十六条第九項第四号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>第二十条 条例第十六条第九項第四号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。</p>
<p>一 十の四 (略)</p>	<p>一 十の四 (略)</p>
<p>十の五 <u>境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</u></p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の六 (略)</p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の七 <u>電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）</u>すること。</p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の八 <u>既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）</u>。</p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の九 <u>電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</u></p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の十 <u>支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。</u></p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の十一 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。</u></p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の十二 <u>野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。</u></p>	<p>十の五 (略)</p>
<p>十の十三 <u>特定外来生物による生態系等に係る被</u></p>	<p>十の五 (略)</p>

害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

十一、十六（略）

十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十七の二、十七の十一（略）

十七の十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

十七の十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十五 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十六（略）

十七の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十一、十六（略）

十六の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十六の三、十六の十二（略）

十六の十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

十六の十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十六の十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十六の十六 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十六の十七（略）

十六の十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十八・十七の十九 (略)

十八～二十二 (略)

二十二の二～二十二の七 (略)

二十二の八 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十一条第二項に規定する尿(し)尿浄化槽(そう)(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。

二十二の九～二十二の十一 (略)

二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

二十四～二十六 (略)

二十六の二 (略)

二十六の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の二の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の三～二十六の十二 (略)

二十七 宅地内にある植物で、条例第十六条第四項第十一号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十七の二 (略)

二十七の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十六条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

二十七の三 農業を営むために条例第十六条第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

二十七の四～二十七の六 (略)

二十七の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

二十七の八 (略)

二十七の八の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の九～二十七の十一 (略)

二十七の十一の二・二十七の十一の三 (略)

二十七の十二 県指定鳥獣保護区域内において、

十六の十九・十六の二十 (略)

十七～二十一 (略)

二十一の二～二十一の七 (略)

二十一の八 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十一条第二項に規定する尿(し)尿浄化槽(そう)(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。

二十一の九～二十一の十一 (略)

二十二 建築物の壁面に地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

二十三～二十五 (略)

二十五の二 (略)

二十五の三～二十五の十二 (略)

二十六 宅地内にある植物で、条例第十六条第四項第十号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十六の二 (略)

二十六の三 農業を営むために条例第十六条第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

二十六の四～二十六の六 (略)

二十六の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

二十六の八 (略)

二十六の九～二十六の十一 (略)

二十六の十一の二・二十六の十一の三 (略)

二十六の十二 県指定鳥獣保護区域内において、

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十二の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十三、二十七の十五 (略)

二十七の十五の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

二十七の十六 (略)

二十七の十七 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の十八 (略)

二十八・二十九 (略)

二十九の二、二十九の四 (略)

二十九の五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれら指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十九の六、二十九の八 (略)

二十九の九 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十九の十、二十九の十三 (略)

二十九の十四 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

二十九の十五 (略)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の十三、二十六の十五 (略)

二十六の十六 (略)

二十六の十七 人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十六の十八 (略)

二十七・二十八 (略)

二十八の二、二十八の四 (略)

二十八の五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十八の六、二十八の八 (略)

二十八の九 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査又は同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理若しくは同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十八の十、二十八の十三 (略)

二十八の十四 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）

二十八の十五 (略)

二十九の十六 条例第十六条第四項第十六号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第十六条第四項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十九の十七〜二十九の二十三 (略)

二十九の二十四 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十九の二十五〜二十九の三十 (略)

三十・三十一 (略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第二十二条 条例第十七条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、県立公園の利用者以外の者が行うもので次の各号に掲げるものとする。

一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第二十条第六号、第六号の二、第七号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九から第二十七号の十二まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う第二十条第一号、第四号、第五号、第十九号及び第二十七号の八に掲げる行為

二〜二十三 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第三十三条 条例第二十六条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為に該当するものとする。

一 第二十条第一号から第十号の十三まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の三まで、第二十八号又は第二十九号に掲げる行為

二〜十七 (略)

二十八の十六 条例第十六条第四項第十六号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十八の十七〜二十八の二十三 (略)

二十八の二十四 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の二十五〜二十八の三十 (略)

二十九・三十 (略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第二十二条 条例第十七条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、県立公園の利用者以外の者が行うもので次の各号に掲げるものとする。

一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第二十条第六号、第六号の二、第七号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十六号の二、第二十三号、第二十五号、第二十五号の二、第二十六号の三、第二十八号の十三、第二十八号の十九、第二十八号の二十八及び第二十九号に掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う第二十条第一号、第四号、第五号、第十八号及び第二十六号の二に掲げる行為

二〜二十三 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第三十三条 条例第二十六条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為に該当するものとする。

一 第二十条第一号から第十号の五まで、第十八号から第二十一号まで、第二十二号から第二十五号の二まで、第二十七号又は第二十八号に掲げる行為

二〜十七 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定年月日
平成 30 年 12 月 28 日
- 2 控除対象寄附金の名称
公益社団法人中部小型船安全協会に対する寄附金
- 3 控除対象寄附金に係る申請者
名 称 公益社団法人中部小型船安全協会
主たる事務所の所在地 愛知県名古屋港区港町 1 番 11 号
- 4 控除対象寄附金の指定の有効期間
平成 31 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで

三重県告示第 808 号

地域医療安心度調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査の目的
本県が策定した「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における施策の一つとして「地域医療提供体制の確保」を掲げており、当該施策の目標項目として「地域医療安心度指数」を設定し、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度を把握し、評価することとしている。
本調査は、当該目標項目の現状を把握することを目的として実施する。
- 2 調査の期間
平成 31 年 1 月 7 日（月）から同年 2 月 8 日（金）まで（33 日間）
- 3 調査対象者
平成 30 年 12 月現在で選挙人名簿に登録されている県内居住の満 18 歳以上の県民 3,000 人
- 4 調査の方法
郵送調査
- 5 調査の主な内容
 - (1) 調査対象者の基本属性（年齢・居住地・家族構成）
 - (2) かかりつけ医の有無について
 - (3) 医療機関の役割分担の理解度について
 - (4) 夜間や休日の急病時の対処方法の理解度について
 - (5) 医療機関の情報の入手のしやすさについて
 - (6) 医療機関へのアクセスの不便さの実感について
 - (7) 医療機関における診療科の偏在の実感について
 - (8) 県による医療情報等の提供サービスの認知及び活用について

三重県告示第 809 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
三重郡菰野町大字菰野字熊ヶ倉 6213 の 4、字茨野 8347 の 103、字間ヶ倉 8514 の 6・8514 の 15（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 810 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成30年12月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿芸濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市安知本町字井林 1296 番 6 地先 から 亀山市安知本町字井林 1296 番 5 地先 まで	旧	32.36~42.47	37.03
	新	38.63~73.93	37.03

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町八知字深ノ口 2248 番 1 地先 から 津市美杉町八知字深ノ口 2246 番 1 地先 まで	旧	3.70~4.90	52.00
	新	4.00~10.40	52.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町長ケ字下出 54 番 1 地先内	旧	15.60~33.80	33.50
	新	16.10~50.50	33.50

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 打見大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町三瀬字平石 330 番 4 地先 から 度会郡大紀町三瀬字小段田 322 番 2 地先 まで	旧	6.74~16.39	40.42
	新	6.74~29.93	40.42

三重県告示第 811 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成30年12月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上稲葉羽野線	津市稲葉町字稲初垣内 901 番 1 地先 から 津市稲葉町字稲初垣内 900 番 1 地先 まで	平成30年12月28日
県道 青山美杉線	津市美杉町八知字深ノ口 2248 番 1 地先 から 津市美杉町八知字深ノ口 2246 番 1 地先 まで	平成30年12月28日

一般国道 422号	松阪市飯高町宮本字時尾 1264 番 14 地先内	平成 30 年 12 月 28 日
--------------	---------------------------	-------------------

三重県告示第 812 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、住所を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	住 所		変更年月日
	旧	新	
株式会社ファミリーマート	愛知県名古屋市中区葵 1 丁目 19 番 30 号マザックアートプラザ 19F	四日市市西新地 1-19 西新地ビル	平成 30 年 9 月 1 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 79 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
老人ホーム (略)	(略)	老人ホーム (略)	(略)
四日市市楠町本郷1139番地1	介護老人福祉施設みのりの里	四日市市楠町本郷1139番地1	介護老人福祉施設みのりの里
四日市市浜一色町15番14-1号	特別養護老人ホーム さくらスマイル		
四日市市高浜町8番26号	特別養護老人ホーム 高浜楽々館		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 80 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定をした旨及び同号の施設に変更があった旨、鳥羽市選挙管理委員会から報告がありました。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 指定

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
鳥羽市選挙管理委員会	答志和具コミュニティセンター	鳥羽市答志町 813 番地	平成 30 年 12 月 3 日

2 変更

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
----------	-----	-----	-------

鳥羽市選挙管理委員会 (変更前) 答志老人憩の家 鳥羽市答志町 386 番地 2 平成 30 年 12 月 3 日
 (変更後) 答志コミュニティセンター

三重県選挙管理委員会告示第 81 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
 公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鳥羽市	<u>答志コミュニティセンター</u>	鳥羽市答志町386番地2	鳥羽市	<u>答志老人憩の家</u>	鳥羽市答志町386番地2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鳥羽市	坂手コミュニティアリーナ	鳥羽市坂手町935番地	鳥羽市	坂手コミュニティアリーナ	鳥羽市坂手町935番地
<u>鳥羽市</u>	<u>答志和具コミュニティセンター</u>	<u>鳥羽市答志町813番地</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 82 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
きた健児後援会	喜 田 健 児	三 宅 篤 志	松阪市白粉町 551	平成 30 年 12 月 6 日	
すずき英敬氏を支える歯科の会	武 田 良 一	服 部 修	津市桜橋二丁目 120-2	平成 30 年 12 月 3 日	
育つ姿がみえる会	後 藤 光 雄	後 藤 明 子	鈴鹿市寺家三丁目 41-16	平成 30 年 10 月 29 日	
早川光男後援会	早 川 光 男	早 川 春 美	三重郡川越町南福崎 160-11	平成 30 年 11 月 22 日	
三重と四日市の未来を考える会	中 村 佳 弘	阿 竹 一 仁	四日市市垂坂町 883-5	平成 30 年 10 月 31 日	
矢野すみお後援会	田 代 兼二朗	山 口 順	三重郡朝日町柿 892	平成 30 年	

						12月6日	
矢野すみおと住み よい朝日をつくる 会	柿澤善樹	山口順	三重郡朝日町柿892			平成30年 11月16日	
山路さゆり後援会 事務所	山路小百合	山路小百合	津市神納51-2			平成30年 12月7日	
2 届出事項の異動							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考	
自由民主党菰野町 支部	佐藤孝幸	主たる 事務所の所在 地	三重郡菰野町大 字永井3003	三重郡菰野町大 字菰野8494	平成30年 9月1日	政党	
自由民主党鳥羽市 支部	野村保夫	主たる 事務所の所在 地	鳥羽市相差町 1896-1	鳥羽市安楽島町 672-5	平成30年 9月1日	政党	
自由民主党三重同 友支部	東本達也	代表者	東本達也	服部富男 森本豊茂	平成30年 10月1日	政党	
浅田かずえ後援会	棚田祐介	代表者	棚田祐介	浦溪次	平成30年 10月23日		
伊豆千夜子後援会	中山正美	主たる 事務所の所在 地	多気郡明和町大 字山大淀3079	多気郡明和町大 字山大淀1047- 1	平成30年 10月19日		
大杉吉包後援会	小坂光一	代表者	五十嵐清	濱口熙志 濱口熙志	平成30年 3月1日		
太田まこと後援会	太田誠	主たる 事務所の所在 地	桑名市長島町松 蔭53	桑名市長島町福 吉871-39	平成30年 12月6日		
貝増よしろう後援 会 貝増会	中山美雪	代表者	中山美雪	赤塚幸弘	平成30年 10月1日		
片岡なおひろ後援 会	木下学	代表者	木下学	村田直栄	平成30年 10月9日		
笹岡秀太郎後援会	伊藤正巳	代表者	伊藤正巳	水谷幹男	平成30年 10月30日		
新政策三重の会	芝博一	代表者	伊藤直哉	辻忠和	平成30年 11月1日		
ふじい重嘉後援会	古市光明	主たる 事務所の所在 地	四日市市波木が 丘町33-3	四日市市安島一 丁目6-14	平成30年 11月4日		

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
民進党三重県第 1 区総支部	松 田 直 久	平成 30 年 10 月 31 日	政党
水谷よしお後援会	江 上 時 男	平成 30 年 11 月 30 日	
箕浦逸郎後援会	箕 浦 逸 郎	平成 30 年 11 月 22 日	

三重県選挙管理委員会告示第 84 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
箕 浦 逸 郎	箕浦逸郎後援会	平成 30 年 11 月 22 日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 2 日三重県公報第 2984 号平成 30 年度技能検定（随時試験）の実施で公告した技能検定試験の実施について、次のように変更します。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

変更前

（別表）実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
随時 3 級 さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型製造）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、機械検査、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、冷凍空調和機器施工、染色（織物・ニット浸染）、ニット製品製造（靴下製造）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製）、紳士服製造（紳士既製服製造）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造）、印刷（オフセット印刷）、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形及びブロー成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石材加工及び石張り）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造）、建築大工（大工工	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所

<p>事)、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管及びプラント配管)、型枠施工(型枠工事)、鉄筋施工(鉄筋組立て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)、防水施工(シーリング防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、表装(壁装)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装)及び工業包装</p> <p>基礎級</p> <p>さく井(パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ)、金属プレス加工(金属プレス)、鉄工(構造物鉄工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、工場板金(機械板金)、めっき(電気めっき及び溶融亜鉛めっき)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作)、プリント配線板製造(プリント配線板設計及びプリント配線板製造)、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染)、ニット製品製造(丸編みニット製造及び靴下製造)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製)、紳士服製造(紳士既製服製造)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造及び段ボール箱製造)、印刷(オフセット印刷)、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石材加工及び石張り)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造)、建築大工(大工工事)、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管(建築配管及びプラント配管)、型枠施工(型枠工事)、鉄筋施工(鉄筋組立て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)、防水施工(シーリング防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事)、表装(壁装)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装)及び工業包装</p>	
---	--

変更後

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
<p>随時3級</p> <p>さく井(パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ)、金属プレス加工(金属プレス)、鉄工(構造物鉄工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、工場板金(機械板金)、めっき(電気めっき及び溶融亜鉛めっき)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作)、プリント配線板製造(プリ</p>	<p>三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日</p>	<p>三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日</p>	<p>三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所</p>

<p>ント配線板設計及びプリント配線板製造)、冷凍空気調和機器施工、染色(織物・ニット浸染)、ニット製品製造(靴下製造)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製)、紳士服製造(紳士既製服製造)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造)、印刷(オフセット印刷)、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形及びブロー成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石材加工及び石張り)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造)、建築大工(大工工事)、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管及びプラント配管)、型枠施工(型枠工事)、鉄筋施工(鉄筋組立て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)、防水施工(シーリング防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、表装(壁装)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装)及び工業包装</p>			
<p>基礎級 さく井(パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造及び非鉄金属鑄物鑄造)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ)、金属プレス加工(金属プレス)、鉄工(構造物鉄工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、工場板金(機械板金)、めっき(電気めっき及び溶融亜鉛めっき)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作)、プリント配線板製造(プリント配線板設計及びプリント配線板製造)、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染)、ニット製品製造(丸編みニット製造及び靴下製造)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製)、紳士服製造(紳士既製服製造)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造及び段ボール箱製造)、印刷(オフセット印刷)、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石材加工及び石張り)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造)、建築大工(大工工事)、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管(建築配管及びプラント配管)、型枠施工(型枠工事)、鉄筋施工(鉄筋組立て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)、防水施工(シーリング防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事)、表装(壁装)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装)及び工業包装</p>			

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

平成30年12月28日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
 公共測量(基準点測量)

2 作業期間

平成30年12月10日から平成31年3月8日まで

3 作業地域

四日市市白須賀三丁目、同市浜一色町、同市東新町、同市午起二丁目及び同市大字塩浜

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年12月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画ごみ処理場

津市白銀環境清掃センター

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年12月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務（単価契約）

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から2020年（平成32年）3月19日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有する者であること。

オ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いま

すが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録を行ってください。調達システムで入札する場合にあつては、調達システムより競争入札参加資格確認申請を平成 31 年 1 月 24 日（木）11 時までに行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。また、書面により入札に参加する者にあつては、競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を「入札に関する事務を担当する課・班」に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成 31 年 2 月 15 日（金）17 時までとします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有することを証明する書類（「機械設備保有証明書」）
 - (5) 連絡調整の担当者を 2 名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図（様式任意）
- 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 宮崎
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069

- (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部広聴広報課広報班 担当 岩崎
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 31 年 2 月 7 日（木）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 31 年 1 月 30 日（水）までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 31 年 2 月 7 日（木）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 31 年 2 月 7 日（木）14 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 31 年 1 月 30 日（水）から同年 2 月 7 日（木）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班

案件名 平成 31 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 2 月 7 日 (木) 15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 及び 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 及び 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Printing and other appointed duties for the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News”
- (2) Bid Submission Deadline
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, February 7, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, January 30, 2019 and 2:30 P.M. on Thursday, February 7, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, February 7, 2019.
- (4) Managing Authority :
Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture.
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2788

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 28 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）約 1,517,000kWh
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 使用期間
平成 31 年 4 月 1 日（月）0 時から平成 32 年 3 月 31 日（火）24 時まで
- (4) 納入場所
三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号 三重県立こころの医療センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 平成30年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であること。
- オ 供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下、「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は(1)に掲げる申請を平成31年1月28日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては事前に調達システムの利用登録申請を行い調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 平成30年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であることを証明する書類

なお、新たに平成30年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番地1号
三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当 高士
電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成31年2月8日（金）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成31年2月1日（金）までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知日から平成31年2月8日（金）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成31年2月8日（金）10時

なお、入札書は平成31年2月1日（金）から同月8日（金）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3丁目11-14

宛 先 津市城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 三重県立こころの医療センターで使用する電気入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成31年2月8日（金）13時

場所 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜であっても、既に消費税及び地方消費税が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (Approx. 1,517,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Monday, April 1, 2019 to 12:00 P.M. on Tuesday, March 31, 2020

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Friday, February 8, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, February 1, 2019 and 10:00 A.M. on Friday, February 8, 2019.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:00 P.M. on Friday, February 8, 2019.

(6) Managing Authority :

Mie Prefectural Mental Medical Center

1-12-1, Shiroyama, Tsu city, Mie Prefecture, 514-0818 Japan

TEL:059-235-2125

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第5条の規定により公告します。

平成30年12月28日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成30～33年度 三重県立一志病院清掃洗濯業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成34年3月31日（木）までとします。ただし、契約の履行期間は、平成31年4月

1日（月）から平成34年3月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市白山町南家城 616 番地 三重県立一志病院

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、三重県病院事業庁関係物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 医療法（昭和23年法律第205号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

カ 過去5年間に、80床以上の規模を有する病院において、清掃業務を1年以上継続して誠実に履行した実績があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成31年1月21日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては13の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(4) 2(2)エに基づく業務責任者（医療機関の清掃業務を含む清掃業務に3年以上の実務経験を有するもの）が資格を満たしていることを証明する書類（経歴書等）

(5) 2(2)エに適合していることを証明する書類一式で(4)以外のもの。ただし、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスに係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し

- (6) 2(2)オに掲げる登録証の写し
 - (7) 2(2)カを証明する書類
 - (8) 2(2)キが確認できる書類
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
 - (2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
 - (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね100ページまでとしてください。
また、フラットファイル等で製本してください（製本テープ等で留めないでください。）。
 - (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
 - (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
 - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。
なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
 - (7) 技術提案書提出時に配置される業務関係者は、原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
 - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ 病院清掃受託責任者
 - ウ ビルクリーニング技能士
 - エ 清掃作業監督者
 - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 入札方法及び落札者の決定方法について
- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 7 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合）は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。
なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り）へ同様の調査を実施するものとします。
この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 8 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
 - (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、13 に記載する所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 108（平成 31 年 10 月 1 日以降については、100 分の 110 とする。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 その他

(1) 当該入札に疑義（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、11(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、入札説明書（仕様書）等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、入札説明書（仕様書）等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規程に規定するところによります。

(7) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(8) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。

(9) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者になった場合は、本入札を中止又は延期する場合があります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(10) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件入札手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

(11) 申請書又は提出資料に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(13) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

11 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成 31 年 1 月 15 日（火）17 時まで、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、13 に記載する所属へ書面（FAX 可）により質疑申請を行ってください。ただし、FAX にあつては、事前に電話にて連絡をお願いします。

全ての質疑への回答は、平成 31 年 1 月 17 日（木）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請及び結果通知の締切日時

平成 31 年 1 月 21 日（月）15 時まで、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第 1 号様式（その 1））を、13 に記載する所属へ持参又は郵送により提出してください。

結果通知は、平成 31 年 1 月 28 日（月）17 時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法

ア 日時 参加資格の結果通知日の翌日から平成 31 年 2 月 4 日（月）15 時まで（必着）

イ 場所 13 に記載する所属

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、13 に記載する所属と持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の宛名面に「三重県立一志病院清掃洗濯業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 入札書提出の締切日時及び場所

平成 31 年 2 月 15 日（金）17 時まで、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規程第 131 条の規定により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、13 に記載する所属が指定する次の郵便局へ平成 31 年 2 月 8 日（金）から同月 15 日（金）17 時までの間に到達するよう、「局留郵便」として提出してください。

【指定する郵便局及び封筒宛先名等記載例】

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

指定する郵便局の郵便番号：515-3133

指定する郵便局の住所：三重県津市白山町南家城 1443-3

指定する郵便局（宛先）：家城郵便局留め

受取人：三重県立一志病院運営調整部総務課

案件名：三重県立一志病院清掃洗濯業務委託 入札書在中

(5) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 2 月 18 日（月）13 時 30 分

場所 13 に記載する所属

※ 開札に立合いを希望される場合は、13 に記載する所属に、開札日の 1 週間前までに連絡してください

い。

(6) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成31年2月20日(水)15時までに、4(2)から4(8)までの書類を13に記載する所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

12 電子調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 F A X 059-224-2784

13 入札及び契約に関する事務を担当する所属

〒515-3133 三重県津市白山町南家城616番地

三重県立一志病院運営調整部総務課 担当 川北、今川

電話 059-262-0600 F A X 059-262-3264

14 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning and Laundry Services for Ichishi Prefectural Hospital

(2) Application to Participate in Open Bidding

Please send applications to participate in the open bidding to the managing authority via registered mail or parcel post by 3:00 P.M. on Monday, January 21, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:30 P.M. on Monday, February 18, 2019.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Friday, February 15, 2019.

(4) Managing Authority:

Ichishi Prefectural Hospital

616 Minamiieki, Hakusan-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 515-3133 Japan

c/o Kawagita or Imagawa

Tel:059-262-0600

別記 落札者決定基準

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件及び全般)の観点で評価します。

基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、三重県病院事業庁にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下(入札価格 \leq 調査基準価格)の場合は、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」といいます。)を、全ての入札価格について200点(満点)とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあつては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し(聴取を含む。)、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者としてします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切り捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切り捨てとします。

- 5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応
- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。
 - (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合
 - ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。
 - イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。
 - ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。
- 6 評価項目及び配点方法について
「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」200点の計400点満点とします。
評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。
- 7 低入札価格調査制度について
調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	130	18
		履行体制及び品質保証取組		67
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		15
	企業要件	契約実績	40	15
		保険加入		10
		社会貢献		15
	全般	業務の取組姿勢	30	30
		小 計	200	200

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>